

## 研究成果ハイライト

### 法律部門

石岡克俊[2001]『著作物流通と独占禁止法』慶應義塾大学出版会.

「本書は、現代経済社会における"コト"(情報)の流通の一側面を、法的見地から眺め、考究することを目的としている.....近年著しい「情報化」の進展は、取引客体としての情報の経済的価値を増大させるとともに、情報に高い経済的価値が認められることにより取引客体としての情報そのものの重要性を拡大させてきたといえる。

このように、情報そのものが何らかの意味で公共的な価値や性質を有するとされる一方で、情報が取引可能な財として認識され、情報に関わる事業が経済事業として展開されているという事実は、かかる事業分野の規制をめぐる議論において、しばしば「公共性の専制」ともいうべき状況を生み出すことがある。「公共性の専制」とは、すなわち「文化」や「知る権利」、「表現の自由」といった社会的に合意が得られ易い価値、ないしは一見して否定し難い価値を前面に打ち出すことによって、かかる価値の実現に伴って生ずる弊害の事実を隠蔽し、人々を議論の本質から遠ざけようと努めることである。もちろん、筆者は、公共性に配慮すること自体を否定しているのではない。公共性の内容を解きほぐし、その本質を見極め、他のさまざまな価値との均衡や整合性を深く掘り下げていくことを望んでいるのである。

ここでは、公共的価値とされるもの全てを取り上げることはできないが、少なくとも、これまで示してきたような情報に関する公共性と市場秩序との関係、あるいは"コト"(情報)の自由な流通の在り方と市場メカニズムの関わりを、「公共性の専制」を排しつつ、分析・整理するための基本的視点を提示したいと思う。」

金子 晃,石岡克俊,山口由紀子[2000]『市民カレッジ・知っておきたい市民社会の法』不磨書房.

「今日,行・財政改革が,また司法改革が進められています.他方,民営化も進められています.これらの改革において,国民の役割,国家(政府)の役割はどのように考えられているのでしょうか.私たちが生活している社会は市民社会であるといわれています.市民社会とはどのような社会なのでしょうか?市民社会において私たちの日常生活はどのように営まれることが予定されているのでしょうか?市民社会においては国家(政府)はどのような役割を果たすべきなのでしょうか.ところで私たちの社会はほんとうに市民社会といえる社会なのでしょうか.こんなことを法の立場から考えてみたのが本書です.市民のための法律入門としても使えるように実務面にも配慮しました.従来とは異なった一風変わった法律入門書になりました。」

内藤 恵「賃金・労働時間〔総説〕」,林 豊・山川隆一・編[2001]『労働関係訴訟法』青林書院

産業構造の変化および経済情勢の停滞等により,労働関係訴訟は理論と実務の双方から見直しを迫られている.本書は,研究者のみならずそれら法的紛争の最前線に立つ裁判官も執筆にあたり,労働法学上の各々のテーマについて理論的実務的解明をはかった解説書である.

労働契約の最も重要な要素である賃金については,近年,年功型賃金から成果主義賃金へとの変化が見受けられる.それは同時に,パートタイマー等の労働者の階層化が為されている我が国において,「同一価値労働」とは何かという問題をあぶり出す.また変形労働時間制の導入は,労働評価の根拠を「量」から「成果」へ転化させる可能性がある.労働法学においても,今改めて「労働者」とは何かが問い直されている.